平成２７年（フ）第６３４号
京都府向日市寺戸町東野辺60番地の１　大喜荘１階１号
債務者　山口　智央
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２０号
京都市北区鷹峯上ノ町27番地２　コンフォーレ鷹峯402、前住所滋賀県湖南市石部南８丁目１番24―302号
債務者　大山　武志
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２１号
京都府八幡市八幡山田13番地14
債務者　西村　昌一
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７８号
京都市山科区日ノ岡朝田町２番地１　ハイツ松英102
債務者　渡邉イサエ
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８２号
京都市南区四ツ塚町75　光仁病院、住民票上の住所京都市南区唐橋経田町39番地　唐橋第二市営住宅406号
債務者　寺口トシ子
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８３号
京都府宇治市木幡西中31番地の７　ハイクラスマンション208号
債務者　瀬元　　修
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９１号
京都市右京区太秦乾町２番地　蜂ヶ丘市営住宅４号棟205、前住所香川県高松市寺井町174番地８
債務者　岩橋　利之
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９２号
京都市伏見区淀際目町35番地１　ライオンズマンション京都淀Ａ棟101
債務者　古川　榮一
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６７号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番302―306号
債務者　大田　友紀
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９１９号
堺市堺区山本町１丁20番地１―1017号、住民票上の住所堺市堺区栄橋町１丁２番15―206号
債務者　玉田　義信
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００１号
堺市北区百舌鳥陵南町２丁696番地　サニーヒルズ206号
債務者　久保　　明
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３２号
熊本市南区川口町1863番地１、住民票上の住所熊本市南区川口町1831番地
債務者　鶴田　祐一
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１０号
北海道帯広市西１条南18丁目13番地　Ｈ．Ｄ．Ｋビル303号
債務者　橋本美千子
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
愛知県一宮市大和町毛受字正寺８番地　ＤＵＰＬＥＸたちばな102号
債務者　平林　真理
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２７号
愛知県一宮市浅井町大日比野字北流21番地２
債務者　地口　　隆
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４２６８号
大阪府守口市大枝南町２番14号
債務者　山内　和哉
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０６号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目56番１―102号、前住所大阪府枚方市北船橋町62番地の８
債務者　橘内　保夫
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部